

陳 情 文 書 表

(総合企画局)

| | | | |
|---------|--|-----------|------------------|
| 受 理 番 号 | 4 6 1 0 | 受 理 年 月 日 | 令 和 8 年 4 月 20 日 |
| 件 名 | 北陸新幹線延伸計画の同意判断に係る基準及び手続の明確化 | | |
| 要 旨 | <p>北陸新幹線延伸計画（敦賀・新大阪間）について、京都市が同意判断を行うに当たり、現在提示されている情報及び整理状況では、意思決定の根拠として十分とは言えないと考える。</p> <p>京都市は地下水への影響、残土処理、市財政負担等の懸念事項を整理している一方で、それらに対してどの水準を満たせば同意可能とするのかという判断基準が定量的・手続的に明確化していない。</p> <p>また、費用対効果（B/C）の最新評価や地下水への影響に関する独立した第三者検証など、判断に必要な情報も十分に提示されていない状況にある。</p> <p>このような状況において同意判断を行うことは、市民への説明責任の観点からも適切とは言えないと考える。</p> <p>私は一市民として、本計画の議論の在り方に大変心を痛めている。京都が多くの人を引き付ける魅力を持ち続けてきたのは、単なる利便性や経済性だけでなく、自然と共に生き、それを大切にする価値観を今日まで守り続けてきたからだと感じている。その背景には、日本人が古くから大切にしてきた自然観や精神性が息づいているのではないだろうか。</p> <p>だからこそ、短期的な合理性や効率性だけでなく、京都らしさとは何か、日本らしさとは何かを踏まえたうえで、後世に誇れる意思決定がなされることを強く望む。さすが京都は違うと言われるような、国内外の模範となる判断を市として示していただきたいと考える。</p> <p>ついでには、京都市として同意判断に必要な基準及び手続を明確化するとともに、それを満たすために必要な情報が十分に提示されるまで同意判断を行わないことを願う。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | 総 務 消 防 委 員 会 | | |